



発行所 日本看護連盟  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
Tel 03-3407-3606 Fax 03-3407-3627  
発行人 大島敏子

**No. 398**

2020年4月6日号



## 日本看護協会と日本看護連盟が 西村康稔大臣に要望書を提出

3月30日、日本看護協会の福井トシ子会長、岡島さおり常任理事と日本看護連盟の大島敏子会長、和田幸恵幹事長、長沢恵美子常任幹事は、内閣府を訪れ、西村康稔内閣府全世代型社会保障改革担当大臣に「令和3年度予算・政策に関する要望書」「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」および「医療的ケア等に関わる学校配置の看護師等への処遇に関する要望書」を提出しました。

### ①令和3年度予算・政策に関する要望書

#### <要望事項>

- ・全世代型社会保険への転換を支える地域における療養指導環境の整備  
人々の身近で健康を支援する看護師が行う療養指導について、制度の中に位置付ける等、地域におけるその実施環境の整備を推進されたい。

### ②新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

#### <要望事項>

1. 医療機関・介護施設・訪問看護事業所等に対する衛生材料の確実な供給
2. 医療的ケア児を養育する家庭等に対する衛生材料等の確実な供給
3. 地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化
4. 介護施設・訪問看護事業所等における看護職員の確保および連携体制の推進
5. 訪問看護事業所の事業存続のための財政的支援とICT導入推進

### ③医療的ケア等に関わる学校配置の看護師等への処遇に関する要望書

#### <要望事項>

- 今回の臨時休校で無給の休暇取得となった学校配置の看護師等に対する休業補償について、学校における医療的ケア児に関わる体制維持のために財政的支援を実施されたい。
- また、学校配置の看護師等の処遇の実態を把握し、正規職員として配置を検討す

るとともに処遇改善を図られたい。

\*なお、各要望書は、日本看護連盟のホームページに掲載しております。そちらをご覧ください。<https://kango-renmei.gr.jp/news/38349>

また、日本看護協会は、加藤勝信厚生労働大臣に対しても、3月30日に「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」を提出しました。詳細は日本看護協会のホームページをご参照ください。

[https://www.nurse.or.jp/up\\_pdf/20200401135020\\_f.pdf](https://www.nurse.or.jp/up_pdf/20200401135020_f.pdf)



## たかがい恵美子参議院議員が 雇用保険等の一部改正法案に関して質問

3月30日の参議院厚生労働委員会で、たかがい恵美子参議院議員が質問しました。この日は「雇用保険法等の一部改正法案について」4人の参考人が意見陳述を行い、たかがい議員は、この意見陳述に対して質問をしました。その概要をご紹介します。

### ●育児休業の位置付け見直しと今後の展望

たかがい議員（以下、たかがい）：今般の法改正で実施される育児休業給付の区分整理は、より安定的な給付を実現する措置として時宜を得た判断と考える。景気動向も踏まえた保険料引き下げも実施されるわけで、絶妙のバランスと言える。雇用保険における国庫負担について、玄田参考人に伺いたい。今回は暫定的な負担率の引き下げが行われるが、将来的には各給付の性質も念頭に入れて、給付負担率の議論を継続すべきと考えている。例えば、育児休業給付は、雇用維持と同時に子育て中の家庭をダイレクトに支える経済措置としても極めて重要な役割を有している。そのような観点に立ったとき、今回の育児休業給付の区分整理はどのような意義を有し、国庫負担率についてどのような展望を持つべきか。

玄田有史（東京大学社会科学研究所教授、以下玄田）：雇用保険部会の議論では、育児休業給付は景気状況に拘らず一貫して伸びていることなどを踏まえ、育児休業給付と求職者給付などの一体的な財政運用を続けた場合、景気状況によっては双方に影響を及ぼすことが懸念された。そのため、育児休業給付を失業給付とは異なる体系に位置付け、その収支を失業給付と区分したと承知している。この議論の中で当面の育児休業給付の保険料率を設定しているが、雇用保険部会の報告では、育児休業給付のあり方について中長期的な観点から議論すべきとまとめられた。これは収支のバランスだけでなく、育児休業給付が次世代育成支援の観点からも拡充されてきたことを踏まえ、国の責任のあり方も含めて議論が必要だということだ。

### ●高齢者の就業機会の確保について

たかがい：5年前の政務官会合において「幸齢社会への挑戦」と題する政策を提言し

た。高齢者が培った経験と人脈を活かして、65歳からの人生をより豊かに過ごせる、幸せに歳を重ねるという意味での「幸齢社会」を目指す政策群だった。その柱の一つとして、就業を希望する方に、安全かつ公正に活躍の機会が得られるよう社会環境を整えることを位置付けた。今回は、70歳までの就業機会の確保について、企業の努力義務を求めることになる。これまでも、十分働けるのに、再雇用になると一举に減収となって働く意欲が低下するという声がある一方、定年延長による組織の硬直化や昇進機会の逸失を懸念する向きもあった。これからも日本社会が士気高く労働生産性を上げていくためには、きめ細かな運用上の工夫、高齢者の活躍に有効な働き方改革のアイデアが必要だ。労使双方にとって満足度の高い雇用にするには、どういった取り組み・支援が必要か、湊元参考人に伺いたい。

**湊元良明（日本商工会議所産業政策第二部長）：**高齢者の就業のニーズも、いろいろある。自分の都合のいい時間に働きたいという自由度を求める意見もあれば、報酬よりも自分が培ったスキルを活かして社会に役立ちたいという方もいる。今回の改正は、このような多様な選択肢が用意されている点を評価している。この中にはNPO法人の活動も入っており、地域に貢献したいという高齢者にも対応するものと思う。生涯学習という観点から、高齢者も自分の能力を高めていくことも大事であり、支援策としてリカレント教育を推進していくことも重要だ。

### ●就業に関する全世代の意識改革の必要性

**たかがい：**先ほど紹介した「幸齢社会への挑戦」という戦略では、人生の早い段階から65歳以降の暮らしに关心をもって備える取り組みも大事な柱の一つとして掲げている。それを具体的に進める軸として「ハッピープラチナ運動」と称して種々の具体策を提案した。高齢期のライフデザインに資する情報提供や、住み替え、あるいは消費者トラブルを防ぐ社会環境の醸成などを提唱した。企業はもとより社会全体が、こういった意識改革に取り組むことが重要だと考えるが、この点について、石田参考人、玄田参考人に伺いたい。

**石田昭浩（日本労働組合総連合会副事務局長）：**高齢者の雇用の問題は、高齢者に限つたものではなくて、次世代の皆さん、あるいは社会全体の問題であるということを早い時期に意識して、すべての人を含めて、どういう働き方のルール化をするのか議論する機会をたくさん作ることが重要だ。私が職場の役員を務めていたときも、若い人たちは関心が薄かった。年配の方だけ議論すればいいのではなく、いずれは自分も、自分の子供たちもそういった問題に直面するのだから、早く意識を持ってもらい、社会全体で議論していく風土を作っていくことが極めて重要だ。

**玄田：**今回、高齢者就業の機会を確保・拡大する多様な措置が提言されたことは、高齢者のみならず、幅広い世代にとっての就業の受け皿を拡大するために有効だ。その意味でも、過半数の組合代表者としっかり議論し、同意をもらうことが重要になる。その際、同意を得るために必要な手続きや内容について、労働政策審議会でしっかり議論していただき、国で指針を示していただき、周知していただくことが大

切だ。この周知は、高齢者や人事担当者だけでなく、幅広い方々に周知することが重要だ。

### ●労使双方にとって利益となる中途採用とは

たかがい：私は看護職で、これまで医療施設、精神保健センター、大学、厚生労働省などで、多様な働き方をさせていただいたので、それぞれのライフステージで、キャリアチェンジするのは当たり前という感覚でいる。しかし、仕事場を変え、キャリアを変えるということは、実はロスも多く、個人的には大きな代償を払うことも現実だ。今回の改正では、中途採用に関する情報の公表が位置づけられた。人生の各段階で働き方を変えることが、労使にとって利益になっていくというメッセージも含んでいると期待をしている。中途採用比率に加えて、企業に対して自主的公表に盛り込むべき項目があつたら、玄田参考人にお聞きしたい。

玄田：社会全体としては求職者と求人側のミスマッチを少なくすることが大事だが、求職者の立場からは、中途採用でその企業で働くイメージが具体的に喚起されることが重要だ。そのためには、必要な職場情報が把握できることがポイントとなる。具体的に想定すると、中途採用比率だけでなく、定着率、管理職に占める中途採用者の比率や、中高年や氷河期世代の方がどれだけ採用されているなどの定量的な情報や、キャリアパスや人材育成、待遇などを企業がどう考えているかといった定性的な情報の両面で示すことなどが考えられる。

### ●フリーランスに対応した労災保険の必要性

たかがい：労災保険の適用についても関心を持っている。今回の改正では、複数事業所で雇用される人が守られる環境が整ってくる。関連して、今後いわゆるフリーランスなど雇用によらないで収入を得ている方々の救済について検討を加速していく必要があると思う。一人親方など、職種を限定して現在進められている特別加入制度を見直し、多様な働き方に即した制度に改めていく、つまり加入要件の見直しを進めてはどうかと考えるが、このあたりについて、水野参考人と玄田参考人に伺いたい。

水野秀樹（日本労働弁護団幹事長）：まさにその必要性を感じている。良くも悪くも、雇用によらない働き方が今後も広がっていくと想定される。その人たちを保護する必要性が高いことは、コロナウイルスの感染で明らかになった。今の雇用保険制度を拡充していくのがいいのか、新たに、いわゆるフリーランス用の公的保険を作った方がいいのか検討ができていないが、いずれにしても必要だ。

玄田：私も必要性を強く感じている。フリーランスの特別加入制度については、情勢の変化を踏まえ制度運用の見直しが必要であることは承知している。今後は、厚生労働省で適切に検討されると考えている。